

防大学第 877 号
平成 2 年 10 月 3 日

各 部 長
学術情報センター長 殿
各 学 群 長

防衛大学校長

「当該学年時の服務が良好でない場合」に該当する者の認定及び事務
取扱について（通達）

改正 平成 4 年 4 月 30 日防大学第 462 号	平成 6 年 10 月 4 日防大学第 853 号
平成 12 年 4 月 1 日防大総第 339 号	平成 12 年 7 月 10 日防大学第 730 号
平成 19 年 1 月 9 日防大総第 7 号	平成 19 年 3 月 30 日防大総第 437 号
平成 29 年 5 月 11 日防大総第 740 号	令和 4 年 6 月 22 日防大学第 12 号

標記について、下記のとおり定めたので通達する。
なお、防大学第 543 号（52. 9. 19）は、廃止する。

記

1 認定

防衛大学校本科学習規定（平成元年防衛大学校達第 3 号）第 14 条第 1 項第 4 号
に規定する「当該学年時の服務が良好でない場合」に該当する者の認定は、次の
一に該当する場合に服務進級委員会において行うものとする。

(1) 適性評定において E と評定された者が、次に該当する場合

ア 適性評定 E を第 4 学年にあっては 1 回以上、第 3 学年以下にあっては 2 回
以上受けることとなる者

イ 過去において懲戒処分を受けている者

ウ 「当該学年時の服務が良好でない場合」との理由により、修業期間を延長
されたことのある者

- (2) 懲戒処分を受けた者が、次に該当する場合
 - ア 懲戒処分を2回以上受けることとなる者
 - イ 過去において適性評定Eの評定を受けている者
 - ウ 「当該学年時の服務が良好でない場合」との理由により、修業期間を延長されたことのある者
- (3) 停学の重処分を受けた者
- (4) 前各号に準ずる理由がある場合

2 事務取扱

前項に関する事務取扱は、次の各号によるものとする。

- (1) 総括首席指導教官は、前項各号の一に該当する者について各適性評定（臨時評定を除く。）ごとに訓練部長に報告する。
- (2) 訓練部長は、前号の者について「当該学年時の服務が良好でない場合」に該当する者と認めたときは、これを服務進級委員会に通知する。
- (3) 服務進級委員会における審議の結果、「当該学年時の服務が良好でない場合」に該当する者と認定した場合は、これを進級会議に通知する。

3 委任規定

この通達の実施のため必要な事項は、訓練部長が定める。